

低所得者の第1号保険料軽減強化について

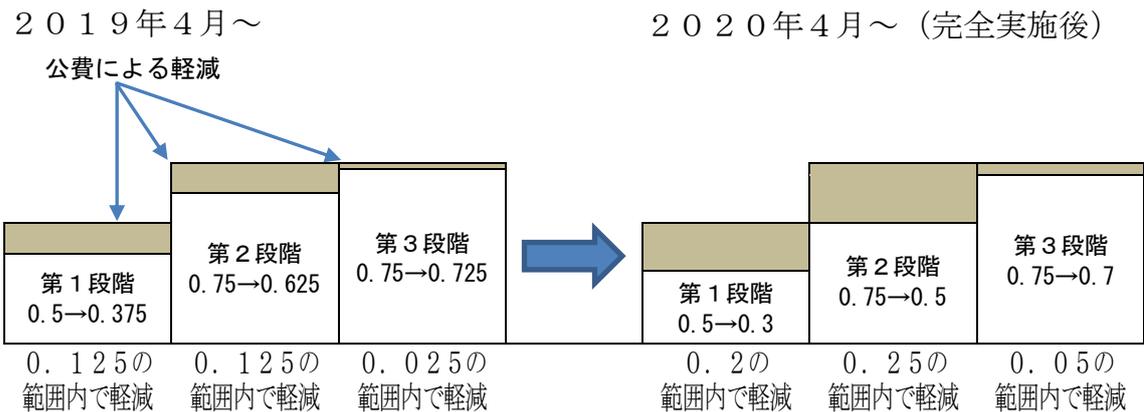
1 現状

第7期計画における介護保険料については、基準額5,100円/月で、所得段階は国の定める標準段階（9段階）に対して、匝瑳市は弾力化を行い11段階としており、現在は、第1段階のみ基準額の0.5から0.45への軽減を実施している。

2 国の動向

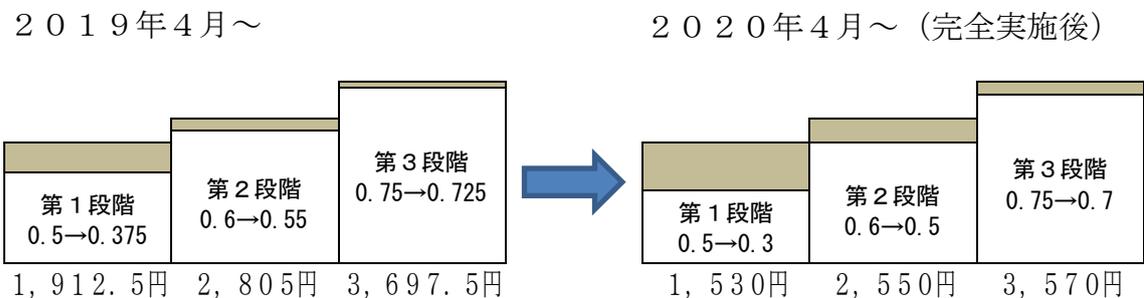
2019年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、更に軽減強化を行うこととしているが、2019年度の軽減強化であることを反映し、2020年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に形式的に設定することとしている。なお、軽減については、政令で定める範囲内において市町村が定める割合を減じることとなる。（軽減に係る公費の負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4）

(1) 国の標準割合



(2) 匝瑳市の負担割合（案）

完全実施後は国の標準割合と同様とする予定であるが、政令の改正後に決定することとなる。



(参考)

平成30年度介護保険料

第1段階	第2段階	第3段階
2,295円	3,060円	3,825円
(0.45)	(0.6)	(0.75)